

は少ない。報告者の吳氏は、これらの方足布に見られる地名を、韓・魏・趙以下の國別に分類して、その意義を考察されている。

さて私はすでに述べたごとく、戰前に得られた莫大な量に上る布錢は、恐らく退藏物として出土したものであると考え、今後この種の遺跡が發見される可能性があることを豫言した。右の芮城縣における例は、布錢が墓らしくないところから大量に一括出土したという、最初の確實な報告であり、私の推測がまさに適中したことを示すものである。またこの場合、それらの布錢のなかでやはり平陽布が多いといふことも、從來の例と同じであつて興味が深い。なお、芮城縣は山西の西南隅に位し、戰國時代には魏に屬していたところであるが、ここ

訂正

前號所載のG・W・ロビンソン氏の論文「舊事本紀放——日本書紀の草稿と思はれる同書卷七、八、九について——」の中、翻譯に誤りがありますので、左記の如く訂正致します。

六九頁五行の

……この部分は直接書紀等に據つたものでなく書紀の編纂の資料となつたものに據つてゐるのであり、………とある圈點の部分は「書紀等の」とする。

六九頁六一七行の

或はこれは日本書紀以後古事記以前に編纂され、その結果出來上つたものが古事記の場合にのみ資料として用ひられたかも知れない。或はこれは日本書紀以前古事記以後に編纂され、古事記の方に關しては、出來上つた古事記そのものが資料として用ひられたかも知れない。

から魏の地名を有する布錢と並んで、韓や趙の地名を表わした布錢が數多く出でていることも注目に値する。つまり私が想像したように、方肩方足布が當時の國境に關係なく、かなり廣い範圍に流通していくたらしいことが、これによつていよいよ確實となつた。

私は今回布錢の問題を論ずるに當り、この最も重要な資料を詳細に検討できなかつたことを、甚だ遺憾に思う。しかし、待望の資料の出現によつて、かねてからの推測が裏づけられたことは、ひそかに喜びに堪えない。ことにとりあえず附記として、その概要を紹介した次第である。

(昭和三三・七・三〇)